

(様式例第11)

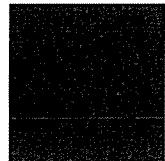
古病社第46号  
令和6年9月24日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



申請者

住 所 茨城県古河市下山町1150  
氏 名 古河赤十字病院  
院長 小山 信一郎



### 古河赤十字病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

#### 1 開設者の住所及び氏名

住所	〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
氏名	日本赤十字社 社長 清家 篤

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

#### 2 名称

古河赤十字病院

#### 3 所在の場所

〒306-0014 茨城県古河市下山町1150  
電話 (0280) 23-7111

#### 4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
0床	2床	0床	0床	198床	200床

取扱課  
医療政策課長  
(茨城県古河保健所扱)  
経由機関名  
経由第153号  
令和6年10月8日

## 5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置） 病床数 4 床 除細動器、心電計、ポータブルエックス線撮影装置
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置、自動免疫測定装置、血液ガス分析装置 グリコヘモグロビン分析装置、自動血球計数装置、遠心機、 自動尿分析装置、自動輸血検査
細菌検査室	(主な設備) 安全キャビネット、顕微鏡、 全自动化学発光酵素免疫測定装置、遺伝子検査装置
病理検査室	(主な設備) クリオスタッフ、遠隔病理診断用機器
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、解剖器械セット
研究室	(主な設備) パソコン（WEB回線用）、モニター、スピーカー
講義室	室数 4 室 収容定員 70人 (会議室1：15名 会議室2：20名 会議室3：20名 研修室：15名)
図書室	室数 1 室 蔵書数 610 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台 《救急車（災害救護時患者搬送用）》
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 専用室 床面積 13.47 m <sup>2</sup>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	61.5%	算定期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日
地域医療支援病院逆紹介率	76.7%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		4,117人
	B : 初診患者の数		6,689人
	C : 逆紹介患者の数		5,128人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

## (様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

## 1 重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	脳神経外科
2	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	外科
3	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	外科
4	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	外科
5	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	外科
6	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	整形外科
7	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	小児科
8	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	小児科
9	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	小児科
10	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	形成外科
11	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	泌尿器科
12	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	心臓血管外科
13	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	心臓血管外科
14	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	循環器内科
15	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	循環器内科
16	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	循環器内科
17	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	消化器内科
18	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	消化器内科

No.	職種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備考
19	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	消化器内科
20	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	消化器内科
21	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	消化器内科
22	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	腎臓内科
23	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	腎臓内科
24	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	看護部
25	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	看護部
26	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	人工透析室
27	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	人工透析室
28	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	4 B
29	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	4 B
30	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	3 A
31	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	3 A
32	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	3 B
33	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	3 B
34	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	4 A
35	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	4 A
36	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	手術室
37	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	手術室

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
38	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
39	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
40	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
41	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
42	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
43	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
44	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
45	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
46	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
47	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
48	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:30	外来
49	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
50	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
51	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
52	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
53	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
54	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
55	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
56	診療放射線技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
57	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
58	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
59	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
60	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
61	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
62	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
63	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
64	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
65	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
66	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり
67	臨床検査技師		常勤 専従 非常勤 非専従	8:30~16:54	当直業務あり

## 2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	8床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

### 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
3 A病棟(313)	38.10m <sup>2</sup>	(主な設備) 生体監視モニター、輸液ポンプ、セントラルパイピング酸素、吸引	可
3 B病棟(363)	38.10m <sup>2</sup>	(主な設備) 生体監視モニター、輸液ポンプ、セントラルパイピング酸素、吸引	可
救急処置室	35.77m <sup>2</sup>	(主な設備) 生体監視モニター、輸液ポンプ、セントラルパイピング酸素、吸引、除細動器、	可

### 4 備考

救急告示病院（初回認定：平成15年1月28日 医整指令第18号）

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。  
 既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した 救急患者の数	1,856人 ( 996人)
上記以外の救急患者の数	3,095人 ( 1,856人)
合計	4,951人 ( 2,852人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

【機器の共同利用】	CT / MRI		
① 利用した医療機関のべ件数	CT : 702件	MRI : 456件	
② 開設者と関係のない医療機関ののべ件数	CT : 702件	MRI : 456件	
【共同利用に係る病床】	5床		
① 病床利用率	0%		

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

- 1) 共同利用病床数 : 5床
- 2) 共同利用機器類 : エックス線撮影装置、コンピューター断層撮影装置、磁気共鳴画像診断装置、心臓血管カテーテル装置、体外衝撃波結石破碎装置、超音波検査機、内視鏡検査装置、骨密度測定装置
- 3) 共同利用対象施設 : 会議室、研究室、図書室、救急処置室、放射線部（CT室、MRI室、アンギオ室、結石破碎室、超音波室、内視鏡室）

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無  有 /  無  
 イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名 : [REDACTED]  
 職種 : [REDACTED]

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。  
 ※別添1

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別添2のとおり				なし

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

別添3のとおり

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	12回
(2) (1) の合計研修者数	361名 + $\alpha$ (WEB研修で実数未把握)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものも記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無  有・無

イ 研修委員会設置の有無  有・無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
	医師	内科	院長	42年	教育責任者
	医師	外科	副院長	30年	
	医師	脳神経外科	部長	36年	地域臨床教育センター長
	医師	内科	部長	37年	
	医師	整形外科	部長	37年	
	医師	小児科	部長	26年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
図書室	14.21m <sup>2</sup>	(主な設備) 書架
会議室1	48.78m <sup>2</sup>	(主な設備) 放送設備、スクリーン、固定プロジェクター
会議室2	52.07m <sup>2</sup>	(主な設備) プロジェクター、スクリーン
会議室3	55.06m <sup>2</sup>	(主な設備) プロジェクター、スクリーン
研修室	26.94m <sup>2</sup>	(主な設備) 可動スクリーン、ホワイトボード

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	事務部長
管理担当者氏名	医事課長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	医事課	書面およびデータ保管  紙カルテ（外来）： 5年で廃棄 紙カルテ（入院）： 10年で廃棄  平成22年5月より電子カルテ	
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	書面およびデータ保管
	救急医療の提供の実績	医事課	書面およびデータ保管
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室	書面およびデータ保管
	閲覧実績	医事課	書面およびデータ保管
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	書面およびデータ保管

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理办法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	[REDACTED]
閲覧担当者氏名	[REDACTED]
閲覧の求めに応じる場所	1F 相談室
閲覧の手続の概要	[REDACTED]
別添4-1~6のとおり	

前年度の総閲覧件数		15件
閲 覧 者 別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	4件
	その他	11件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	2回（ＷＥＢ会議）	第1回 令和5年6月28日（水） 第2回 令和6年2月15日（木）
委員会における議論の概要		
<p>1) 古河赤十字病院の概要について 2) 地域医療支援病院の実績について 　・ 共同利用の実績に関すること 　・ 救急医療の提供に関すること 　・ 地域の医療従事者への研修に関すること 3) 小児救急医療の受診状況 4) COVID-19感染症関連 5) 令和6年能登半島地震災害救護活動報告 6) その他 ① 医師の働き方改革への対応について</p>		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

## (様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	<input checked="" type="checkbox"/> 相談窓口 <input type="checkbox"/> 相談室・その他 (病棟面談室)
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	社会福祉士 : [REDACTED] 看護師 : [REDACTED]
患者相談件数	713件
患者相談の概要	
相談内容および対策等	
<p>1. 在宅介護・地域生活に関する事 : 地域包括支援センター・在宅介護支援センターへの繋ぎ介入、介護保険の申請補助</p> <p>2. 療養生活に関する事 : 訪問診療、訪問看護、ケアマネとの調整</p> <p>3. 経済的問題に関する事 : 障害者医療費助成金制度等の説明、生活福祉課との連絡調整</p> <p>4. 受診・受療に関する事 : かかりつけ医等との連絡調整、セカンドオピニオン調整</p> <p>5. 転院に関する事 : 患者、家族との連絡調整および転院方法についての調整 転院先との連絡および調整</p>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第20) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	
日本医療機能評価機構（2024年3月認定）	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無
・情報発信の方法、内容等の概要  【発信方法】 広報誌、リーフレットの掲示・配布、診療科案内冊子、ホームページ  【内容】 ・かかりつけ医を持ち診療情報提供書を持参しての受診促進（登録医との連携） ・小児輪番病院の担当表 ・新任医師の紹介、新規診療内容の案内 ・紹介件数、紹介率、医療機器の共同利用の実績	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無
・退院調整部門の概要  社会福祉士5名、退院支援看護師1名 退院支援業務として退院支援スクリーニングを実施し 在宅療養、転院、施設への入所調整などの相談、支援業務を実施。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	<input checked="" type="radio"/> 有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 1種類： 大腿骨頸部骨折パス ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 連携パスの参加医療機関との連絡協議会の定期開催（3回/年）	

## 共同診療・医療機器の共同利用等運営規程

### (目的)

第1条 本規程は、古河赤十字病院（以下「当院」という。）と地域の医師との共同診療・医療機器の共同利用等の運営に係る事項を定める。

### (共同診療病床の設置)

第2条 病院は、地域の中核病院として急性期を中心とした医療を担うとともに、地域医療の向上に資するため、「5床」を共同診療病床として設置する。

### (連携医療機関)

第3条 共同診療病床を利用する医療機関は、連携医療機関として登録した医療機関とする。

### (共同診療)

第4条 診療は共同診療とし、主治医は連携医療機関医師と当院担当医師が当たる。

- 2 連携医療機関医師の診療は、原則として病院の診療日の平日8時30分から17時までの間に行うものとするが、緊急の場合はこの限りでない。
- 3 診療に際しては、連携医療機関医師は事前に当院担当医師に連絡のうえ、連携して診療を行うものとし、当院担当医師又は担当看護師を同行して行うものとする。
- 4 診療に際しては、診療時間及び診療記録を診療録に記載し、治療については当院担当医師と相談して行い、原則として直接指示は行わないものとする。

### (診療責任)

第5条 入院中の共同診療に係る患者の医療及び管理は、病院の責任において行うものとする。

### (入院及び退院)

- 第6条 患者の入院及び退院は、連携医療機関医師と担当医師が協議のうえ決定する。
- 2 入院は、連携医療機関医師が事前に紹介状により当院担当医師の了解を得た後行うものとする。
  - 3 退院に当たっては、当院担当医師は連携医療機関医師と「退院の時期及び治療方針」を協議したうえで決定する。

(医療機器の共同利用)

第 7 条 連携医療機関医師は、病院が保有する高額医療機器を共同利用することができる。

2 前項の共同利用は、当院担当医師と連携のうえ利用する。

(症例検討会等への参加)

第 8 条 連携医療機関医師は、必要に応じ当院が行う症例検討会、研修会、講演会等に参加し、又は当院から必要な情報の提供を受けることができる。

2 病院は、前項の開催日程その他必要な事項を連携医療機関に周知するよう努めなければならない。

(診療報酬)

第 9 条 共同診療に係る患者の入院中の診療報酬は病院に帰属するものとする。

2 連携医療機関医師は、当院担当医師と連携のうえ当院において療養上又は退院に際して必要な指導を行った場合は、開放型病院共同指導料（I）を 1 日につき 1 回算定できる。

3 この場合、連携医療機関医師は自医療機関の診療録に開放型病院において患者の指導等を行った事実を記載し、当院の診療録には連携医療機関医師の指導等が行われた旨を記載する。

4 診療報酬については、診療報酬点数表による。

(診療録等の取扱い)

第 10 条 連携医療機関医師は、共同診療に係る患者の診療録について、当院内で閲覧することとし、当院外への持ち出しほどできない。

2 画像は、当院担当医師の了解を得て、CD 又は DVD に出力し提供できることとする。

(その他)

第 11 条 本規程に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、「地域医療支援病院運営委員会」により決定する。

付 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

## 登録医療機関の名簿

No.	医療機関名	開設者名 (院長)	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者と の経営の関係
1	秋葉産婦人科病院	秋葉 直也	茨城県古河市東本町2-9-2	産婦人科・乳腺科・小児科	無
2	あさま耳鼻咽喉科医院	浅間 洋二	茨城県古河市女沼656-1	耳鼻咽喉科	無
3	石井内科クリニック	石井 義和	茨城県古河市大堤120-1	内科	無
4	いたばし糖尿病内科皮フ科 クリニック	板橋 直樹	茨城県古河市東牛谷815-1	糖尿病内科・内分泌科・ 一般内科・皮膚科	無
5	内田耳鼻咽喉科医院	内田 潔	茨城県古河市中央町2-3-17	耳鼻咽喉科	無
6	梅田内科クリニック	梅田 和敬	茨城県古河市旭町1-13-6	内科・循環器内科	無
7	梅田医院	梅田潤一郎	茨城県古河市久能1018-4	内科・外科・消化器科・ 整形外科	無
8	遠藤医院	本部 広輝	茨城県古河市本町2-14-1	循環器科・内科・小児科	無
9	医療法人佐山会 太田内科・糖尿病内科医院	太田 恵	茨城県古河市中央町2-2-18	内科・消化器内科・糖尿病科	無
10	おかげ眼科皮膚科	岡崎 光彦	茨城県古河市本町4-11-6	眼科・皮膚科	無
11	岡田クリニック	岡田 創	茨城県古河市下大野2854-1	内科・消化器科・外科・ 小児科・肛門科	無
12	かとう耳鼻咽喉科クリニック	加藤 修	茨城県古河市下大野2917-1	耳鼻咽喉科	無
13	かわまた眼科医院	川俣 直美	茨城県古河市上辺見2063-8	眼科	無
14	けやきクリニック	矢澤 克之	茨城県古河市坂間409-1	内科・整形外科	無
15	県西在宅クリニック	岩本 将人	茨城県古河市関戸1635	内科・精神科・心療内科	無
16	古河おかもと腎クリニック	岡本 憲一	茨城県古河市駒羽根837-1	人工透析内科	無
17	古河市古河福祉の森診療所	赤荻 榮一	茨城県古河市新久田271-1	内科・外科	無
18	こが小児科クリニック	酒井 哲郎	茨城県古河市仁連1057-4	小児科	無
19	古河総合病院	門間 英二	茨城県古河市鴻巣1555	内科・消化器科・循環器科・小 児科・外科・整形外科・脳神経 外科・眼科・外科・泌尿器科・ 婦人科・歯科口腔外科・耳鼻 科	無
20	小林医院	小林 泰彦	茨城県古河市本町3-1-33	内科・循環器科・ 胃腸科(禁煙外来)	無
21	小柳クリニック	小柳 賢時	茨城県古河市東本町4-2-2	精神科・内科・心療内科・ 神経科	無
22	小柳病院	大垣 悠子	茨城県古河市稻宮1001	精神科・内科・歯科	無
23	斎藤皮膚科医院	斎藤 明	茨城県古河市横山町3-4-1	皮膚科	無
24	佐賀小児科医院	佐賀 岳	茨城県古河市長谷町1-11	小児科・内科・アレルギー科	無
25	佐賀整形外科医院	佐賀 烈	茨城県古河市長谷町20-7	整形外科・リウマチ科・リハビ リテーション科・スポーツ外来	無
26	酒井医院	酒井健太郎	茨城県古河市諸川430	内科・小児科・禁煙専門外来・ 循環器科・アレルギー科・リハ ビリテーション科	無

## 登録医療機関の名簿

No.	医療機関名	開設者名 (院長)	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者と の経営の関係
27	猿島厚生病院	木村 修	茨城県古河市西牛谷737	精神科・内科・神経内科	無
28	三省堂耳鼻咽喉科医院	牧山 緑	茨城県古河市中央町1-8-35	耳鼻咽喉科	無
29	三和整形外科内科	新井 勇治	茨城県古河市諸川1184-1	整形外科	無
30	しばさきクリニック	芝崎 一郎	茨城県古河市中央町1-2-30	内科・外科・整形外科	無
31	島崎内科クリニック	島崎 隆如	茨城県古河市関戸1587-88	内科・消化器内科・アレルギー科	無
32	腎臓・透析クリニックこが	椎崎 和弘	茨城県古河市西牛谷187	内科・腎臓内科・人工透析内科	無
33	総和中央病院	岩下 清志	茨城県古河市駒羽根825-1	内科・外科・小児科・消化器内科・消化器外科・リハビリテーション科・整形外科	無
34	第3さくらい医院・皮ふ科	櫻井 直樹	茨城県古河市旭町1丁2-17 イオン古河店 1F	皮膚科	無
35	田中医院	田中 信一	茨城県古河市錦町5-3	胃腸科・内科	無
36	塙原医院	塙原 俊明	茨城県古河市尾崎3810-3	皮膚科・婦人科	無
37	つるみ脳神経病院	靄見 有史	茨城県古河市上片田813	脳神経外科・脳神経内科	無
38	つる眼科クリニック	水流 恵子	茨城県古河市緑町44-6	眼科	無
39	利根川橋クリニック	北嶋 将之	茨城県古河市中田1690	内科・外科・消化器科・人工透析科	無
40	なかむら眼科	中村 悅子	茨城県古河市諸川1367-1	眼科	無
41	長島外科	小林 賢二	茨城県古河市本町1-9-15	内科・外科・胃腸科・整形外科	無
42	西村外科	西村 泰彦	茨城県古河市本町2-5-10	消化器内科・外科・整形外科	無
43	はまだクリニック	濱田 浩	茨城県古河市坂間185-11	内科・脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科	無
44	はやし整形外科クリニック	林 宗泰	茨城県古河市東本町4-2-2 小柳ガーデンビル3F	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	無
45	東斎藤眼科	斎藤 恒浩	茨城県古河市東3-3-16	眼科	無
46	平嶋胃腸科外科医院	平嶋 勇	茨城県古河市駒羽根134	胃腸科・内科・外科	無
47	ファミリー診療所	印出井一男	茨城県古河市静町25-15	内科・神経内科	無
48	船橋レディスクリニック	船橋 宏幸	茨城県古河市諸川657-3	産婦人科・内科・小児科	無
49	前沢内科医院	前沢 宏忠	茨城県古河市東2-13-22	内科・呼吸器科・循環器科	無
50	松永外科医院	松永 弘之	茨城県古河市東本町3-15-36	外科・整形外科・内科・消化器科・皮膚科	無
51	みわの郷クリニック	東 皓雄	茨城県古河市大和田1802-1	内科・整形外科	無
52	山中医院	山中 啓子	茨城県古河市東1-7-11	内科・呼吸器内科・循環器内科・糖尿病内科・消化器内科	無

## 登録医療機関の名簿

## (様式例第15) 1. 研修の内容

	日にち	担当	テーマ	講師	院外参加者数	院内参加者数
1	4月26日	感染管理室	「感染対策向上加算について」「サーベイランス結果報告」	小山院長、小林認定看護師	25名	6名
2	6月12日	心臓血管外科	「下肢救済センター実績報告」「当院で扱う脈管疾患のご案内」	坂野医師、森下医師	11名	14名
3	7月27日	感染管理室	「麻疹について」「サーベイランス結果報告」	小山院長、小林認定看護師	19名	7名
4	8月3日	小児科	「COVID-19後に免疫正血小板減少症を発症した幼児例」他	中島医師、安斎医師、小野医師	9名	15名
5	10月2日	形成外科	形成外科の診療について	森田医師	6名	9名
6	11月29日	感染管理室	「梅毒について」「J-SIPHEについて」「サーベイランス結果報告」	小山院長、小林認定看護師	50名	8名
7	12月13日	公認心理師	認知機能低下に対する対応の工夫について	山中公認心理師	128名	10名
8	1月29日	外科	当院での消化器がん治療について	吉田副院長	7名	9名
9	2月20日	検査課	集団感染に気をつけたい最近感染症と対策	高階臨床検査技師	3施設 (参加者未把握)	7名
10	2月29日	感染管理室	進行感染症発生時対応訓練、PPE着脱訓練	小山院長、小林認定看護師	39名	9名
11	3月1日	整形外科	大腿骨近位部骨折における深部静脈血栓症について	大野医師	48名	13名
12	3月22日	糖尿病認定看護師	みんなができるフットケア	栗山認定看護師	16名	13名

## 診療情報の提供等に関する取扱い

### (目的)

第1条 古河赤十字病院（以下「当院」という。）は、診療情報を積極的に提供することにより、患者と診療情報を共有し、相互に信頼関係を保ちながら、より質の高い開かれた医療を目指すことを目的とする。

### (提供する医療情報の範囲)

第2条 当院が提供する診療情報の範囲は、診療録、看護記録、処方内容、検査記録、検査結果報告書、エックス線画像等、患者の診療を目的として当院が作成した全ての記録（以下「診療記録」という）とする。

ただし、他の医療機関の医師からの紹介状等、第三者が作成した情報又は第三者から得た情報及び診療に伴う教育・研究に関する情報は、当院の診療録に記載されているものを除き、提供する診療情報の範囲に含まないものとする。

### (診療情報の提供対象者)

第3条 診療情報の提供は、次に定める者とする。

ただし、提供することにより患者及び第三者の不利益となる場合は、提供しないことがある。

- 1 原則として患者本人
- 2 患者の法定代理人、ただし、満15才以上の未成年者については、疾病の内容によって患者本人の請求を認める。
- 3 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- 4 患者本人から代理権を付与されている親族及びこれに準ずる者  
提供の範囲は、3等親以内の親族、甥、姪、同居の内縁関係者
- 5 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- 6 患者が死亡している場合は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者の法定代理人を含む）
- 7 患者本人から代理権が付与されている任意代理人

### (診療情報の提供方法等)

第4条 診療情報の提供を受けようとする者は、「診療録等の開示申請書」（以下「申請書」という。別紙様式1）により当院の院長に申請するものとし申請窓口は医事課とする。

- 2 受理した申請書は、診療情報の範囲及び提供する対象者が適正かどうかを検討・確認し、その結果を院長に報告し、速やかに別紙様式3の「診療録等の開示について（回答）」により申請者に通知するものとする。
- 3 診療情報の提供は、当院が指定する場合において行ない、職員の立ち会いの下に閲覧を原則とするが、診療記録に代わる客観的文書（要約）を作成して交付する等、実状に合った方法による提供も差し支えないものとする。  
患者からの求めがあれば、主治医（又は診療科部長）はその記載内容について説明するものとする。

- 4 個人情報の秘密保持の観点から申請者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起する。
- 5 第3条の4に記載された者が開示を診療録等の開示を申請する場合には、別紙様式2の委任状を要する。

(診療情報を提供しないことができる場合)

第5条 診療情報が次のいずれかに該当する場合は、当該診療情報の提供をしないことができるものとする。患者の求めに応じ提供するという原則の中での例外であるので、画一的判断をすることなく、一部の提供を含めて、委員会において慎重な判断を行うこととする。

- 1 法令に違反するとき
- 2 本人又は第三者の生命、身体又は財産その他の権利、利益を害するおそれがあるとき
- 3 日本赤十字社の業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき
4. 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき

(診療情報提供の管理について)

第6条 診療情報の提供が適切に行われるよう、診療情報委員会において定期的な管理を行う。

(その他)

第7条 この取扱に基づき、診療情報の提供するに当たり発生した運用上の問題点・改廃等については、診療情報委員会で検討し、適宜この取扱の見直しを行うものとする。

付則 この取扱いは、平成12年10月1日から施行する。

平成16年5月1日 一部改正

平成17年6月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和元年10月1日一部改正

## 診療情報提供委員会規定

### (目的)

第1条 古河赤十字病院における「診療録等の開示」を適正に実施することを目的とする。

### (委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、診療情報提供委員会（以下「委員会」という）を設け、必要な事項を調査、審議するものとする。

### (委員の構成)

第3条 委員長は、病院長が任命する。

2 委員は、以下の者とする。

副院長・事務部長・看護部長、主治医

3 委員長は、必要と認めるとき、他の職員を委員会に出席させることができる。

### (委員会の開催)

第4条 委員会は、診療情報開示の申請があり提供することに異議が生じたときに開催する。

### (審議事項)

第5条 委員会は、以下の事項を審議する。

1 診療録等の開示が妥当か否か審議する。

2 診療録等に記載してある内容を確認し、当該診療録等に関係する者から意見を聴取して、次のことを決定する。

(1) 開示の可否

(2) 部分開示または不開示の場合はその理由

(3) 情報開示の日時、場所

(4) 情報を開示する際の立ち会い者

(5) その他必要事項

### (報告)

第6条 委員長は、診療情報提供の経過及び結果を速やかに病院長へ報告する。

付則 平成17年6月1日施行

平成30年4月1日一部改訂

## 診療録等の開示申請書

古河赤十字病院 御中

令和 年 月 日

**【申出者】** ※請求者が患者様本人でない場合は、別紙様式2の委任状を記入してください。

患者様本人以外の方は、それぞれ必要書類がありますのでお問い合わせください。

氏名	印
郵便番号	〒 —
住所	_____
電話番号	—
携帯電話	—
患者様との続柄	

**【開示対象の患者様】**

氏名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
住所	_____

古河赤十字病院の保有する私の個人情報について、次のとおり開示・追加・訂正・削除を申し出ます。

個人情報等の名称等	診療録（カルテ）・画像情報・その他（ ）
申出の区分	開示・訂正・追加・削除
追加・訂正・削除の内容	

**\*病院使用欄**

本人確認書類(原本)	運転免許証・健康保険証・年金手帳、その他（ ）
代理人確認書類	委任状、登記事項証明書、戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書)、公正証書、弁護士証明書、保険会社社員証、裁判所の後見人選任決定書
担当部署	医事課 担当者名
備考	

## 委任状

(代理人) 住所

氏名

印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生

委任者との関係( )

私は、上記の者を代理人と定め、下記事項についての権限を委任します。

(委任事項)

私に関する診療情報等の謄写・閲覧などの提供を申請し受領する件について

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名

印

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生

注 この委任状のほかに、患者様本人の証明書および代理人の本人証明書が必要となります。

また、代理人申請につきましては、状況に応じて必要な書類が異なりますのでお問い合わせください。

## 診療録等の開示について(回答)

(開示等申出者)

様

古河赤十字病院  
院長

令和 年 月 日付で申請のありました貴方の個人情報について、次のとおり措置することになりましたのでお知らせします。

個人情報の名称等	
開示・追加・訂正・削除の区分	開示・訂正・追加・削除
開示措置の内容	1. 開示とします。 2. 不開示とします。 3. 該当文書は存在しません。
開示実施方法	1. 閲覧・視聴 2. 写しの交付 3 写しの送付
開示実施日時 および場所	日時：令和 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
開示しない理由	
追加 追加しない理由	1. 申出のとおり追加します。 2. 追加しません。理由は下記のとおりです。
訂正 訂正しない理由	1. 申出のとおり訂正します。 2. 訂正しません。理由は下記のとおりです。
削除 削除しない理由	1. 申出のとおり削除します。 2. 削除しません。理由は下記のとおりです。
担当部署	課名： 担当者：

## 診療情報提供事務処理要領

(趣旨)

この要領は、診療情報の提供に関する取扱方針に基づき、古河赤十字病院における診療情報の提供に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (診療情報提供申請の受付)

診療情報の提供を申請するものは、医事課受付窓口に個人情報の診療録等の開示申請書（別紙様式1）を提出する。

開示申請書が提出された場合は、申請者が開示対象者であるかについて、必要書類（別紙1）の提供を受け、内容を確認し受理する。

### (提供の決定)

開示申請書を受理した場合は、開示の可否（一部開示を含む）について、診療情報提供に関する取扱」の規定に基づき手続きを進める。

診療情報提供の判断は、申請書の受理から14日以内とする。ただし、特別な事由により期限内に診療情報提供の判断ができないときは、その期間を延長することができる。その場合は、その旨申請者に通知する。

診療情報提供の決定は、別紙様式3により申請者に通知する。

### (提供の方法)

診療情報を提供する場合は、本人又は法定代理人であるかについて確認する。

診療情報の提供方法は「閲覧」を原則とし、申請に基づき写しの交付を行う。(削除)  
提供に係る手数料及び謄写等の交付を行う場合は、次に定める費用を納入する。

区分		費用(税別)
申請手数料		2,000円
複写用紙		1枚につき 30円
X線 写真等	半切	1枚につき 1,000円
	B4サイズ	1枚につき 800円
	CD-R	1枚につき 2,000円
説明(医師)		15分 8,000円 30分 15,000円 45分 22,000円 60分 29,000円
その他		実費

費用の納入は、医事課の発行する納入告知書により病院会計窓口に納入する。

謄写等の発行は、費用の納入の後に行う。

(その他)

この要領に定めのない事項については、別途定めるところによる。

(付 則)

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日一部改訂  
平成 15 年 1 月 1 日一部改訂  
平成 17 年 6 月 1 日一部改訂  
平成 20 年 4 月 1 日一部改訂  
平成 30 年 4 月 1 日一部改訂  
令和 元年 10 月 1 日一部改訂

## (別紙1) 必要書類

	本人	家族・親族等	代理人	遺族
開示申請書（別紙様式1）	○	○	○	○
患者本人の身分証明書	○	○	○	—
代理人の身分証明書		○	○	○
委任状（同意書）			○	—
郵送の可否	可（原則窓口対応）	可（原則窓口対応）	可	可
代金振込	可（原則窓口対応）	可（原則窓口対応）	可	可
その他		代理人の身分証明書から親族関係が明確に判別できない場合は戸籍謄本が必要	保険会社・調査会社申請の場合には、委任状に代わって患者の同意書があれば可能 調査会社の場合は、保険会社との委任契約書の写しが必要	除籍謄本必要